（ｲ）工芸作品や文化遺産などから日本の工芸の特質や美意識を感じ取り，工芸の伝統と文化について考え，見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　造形の要素の働きを理解すること。

イ　造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風，様式などで捉えることを理解すること。

3　内容の取扱い

(1) 内容の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導については，中学校美術科との関連を十分に考慮し，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」相互の関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

(2) 内容の「Ｂ鑑賞」の指導については，各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう，適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

(3) 内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導と併せて，十分な指導を行い，各事項の実感的な理解を通して，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。

(4) 内容の「Ａ表現」の指導に当たっては，地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。

(5) 内容の「Ａ表現」の指導に当たっては，発想から制作の確認及び完成に至る全過程を通して，自分のよさを発見し喜びを味わい，自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。

(6) 内容の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，日本の工芸も重視して扱うとともに，アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。

(7) 内容の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，芸術科工芸の特質に応じて，発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，〔共通事項〕に示す事項を視点に，アイデアスケッチなどで構想を練ったり，言葉などで考えを整理したりすることや，作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。

(8) 創造することの価値を捉え，自己や他者の作品などに表れている創造性

を尊重する態度の形成を図るとともに，必要に応じて，工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また，こうした態度の形成が，工芸の伝統と文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

(9) 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第８　工芸Ⅱ

１　目　標

工芸の創造的な諸活動を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，美的体験を深め，生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに，意図に応じて制作方法を創意工夫し，個性豊かで創造的に表すことができるようにする。

(2) 造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫，工芸の働きなどについて考え，思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり，自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み，生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに，感性と美意識を高め，工芸の伝統と文化に親しみ，生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

２　内　容

Ａ　表　現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 身近な生活と工芸

身近な生活と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　身近な生活の視点に立った発想や構想

(ｱ) 生活の中の工芸を捉え，自己の思いや体験，夢などから個性豊かで創造的な発想をすること。

(ｲ) 用途と美しさとの調和を考え，素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

イ　発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能

(ｱ) 制作方法を踏まえ，意図に応じて材料，用具，手順，技法などを生